

個人所得税法実施条例（2005年改正）

中華人民共和国国務院令第452号

ここに「『中華人民共和国個人所得税法実施条例』改正に関する国務院の決定」を公布し、2006年1月1日から施行する。

総理 温家宝

2005年12月19日

（1994年1月28日中華人民共和国国務院令第142号として公布、2005年12月19日「『中華人民共和国個人所得税法実施条例』改正に関する国務院の決定」に基づき改正）

個人所得税法実施条例

第1条 「中華人民共和国個人所得税法」（以下、税法という）の定めに基づき、本条例を制定する。

第2条 税法第1条第1項でいう中国国内に住所を有する個人とは、戸籍、家庭、経済利益関係により中国国内に習慣性居住する個人を指す。

第3条 税法第1条第1項でいう国内に満1年居住するとは、1納税年度中に中国国内に365日居住することを指す。一時的に出国する場合は、その日数は差し引かない。

前項でいう一時的な出国とは、1納税年度中における1回30日を超えないものまたは複数回の累計が90日を超えない出国を指す。

第4条 税法第1条第1項、第2項でいう中国国内から取得する所得とは、中国国内を源泉とする所得を指す。中国国外から取得する所得とは、中国国外を源泉とする所得を指す。

第5条 次に掲げる所得は、支払い場所が中国国内であるか否かにかかわらず、全て中国国内を源泉とする所得とする。

- （1）職務、被雇用、契約履行等により中国国内で労務を提供して取得する所得。
- （2）財産を賃借人に賃貸し中国国内で使用されることにより取得する所得。
- （3）中国国内の建築物、土地使用権等の財産を譲渡し、または中国国内でその他の財産を譲渡して取得する所得。
- （4）各種知的財産権の中国国内での使用を許諾して取得する所得。

(5) 中国国内の公司、企業及びその他の経済組織または個人から取得する利息・配当・無償株式所得。

第6条 中国国内に住所を有しないが1年以上5年以下居住する個人は、その者の中国国外を源泉とする所得については、主管税務機関の許可を受けたうえで、中国国内の公司・企業及びその他の経済組織または個人が支払う部分についてのみ個人所得税を納付することができる。5年を超えて居住する個人は、6年目からその者の中国国外を源泉とする全所得について個人所得税を納付しなければならない。

第7条 中国国内に住所を有しないが1納税年度中に中国国内で連続してまたは累計して90日を超えずに居住する個人は、その者の中国国内を源泉とする所得について、国外の雇用主が支払うもので且つ当該雇用主の中国国内における機構・場所が負担するものではない部分について、個人所得税の納付を免除する。

第8条 税法第2条でいう各種個人所得の範囲は次のとおりである。

(1) 賃金・給与所得とは、個人が職務または被雇用により取得する賃金、給与、賞与、年末賞与、労働配当、手当、補助金及び職務または被雇用に関するその他の所得を指す。

(2) 個人経営商工業者の生産・経営所得とは、次のものを指す。

1、個人経営商工業者が工業、手工業、建築業、交通運輸業、商業、飲食業、サービス業、修理業及びその他業種の生産・経営に従事して取得する所得。

2、個人が政府関係部門の許可を受けて、許可証を取得し、学校経営、医療、コンサルティング及びその他有償サービス活動に従事して取得する所得。

3、個人が個人経営商工業の生産・経営に従事して取得するその他の所得。

4、上記の個人経営商工業者及び個人が取得する生産・経営に関する各種要納税所得。

(3) 企業・事業体に対する請負経営・リース経営所得とは、個人請負経営、リース経営及び再請負、サブリースにより取得する所得を指し、個人が月ごとまたはその都度取得する賃金・給与の性質の所得を含む。

(4) 労務報酬所得とは、個人が設計、装飾、据付、製図、化学分析、測定検査、医療、法律、会計、コンサルティング、講演、報道、放送、翻訳通訳、校閲、書画、彫刻、テレビ映画、録音、録画、公演、実演、広告、展示、技術サービス、紹介サービス、仲介サービス、代行サービス及びその他の労務に従事して取得する所得を指す。

(5) 原稿料所得とは、個人がその作品を図書、新聞雑誌形式で出版、発表して取得する所得を指す。

(6) 知的財産権使用料所得とは、個人が専利権、商標権、著作権非専利技術及びその他知的財産権の使用権を提供して取得する所得を指す。著作権の使用権提供により取得する所得には、原稿料所得を含まない。

(7) 利息・配当・無償株式所得とは、個人が債権、株式を保有して取得する利息・配当・無償株式所得を指す。

(8) 財産賃貸所得とは、個人が建築物、土地使用権、機器設備、車両船舶及びその他の財産を賃貸して取得する所得を指す。

(9) 財産譲渡所得とは、個人が有価証券、株式、建築物、土地使用権、機器設備、車両船舶及びその他の財産を譲渡して取得する所得を指す。

(10) 一時所得とは、個人の賞金、当せん金、宝くじ当せん金及びその他偶発的性質の所得を指す。

個人が取得した所得につき、要納税所得項目の区分をすることが難しいときは、主管税務機関が確定する。

第9条 株券譲渡所得に対する個人所得税の徴収方法は、財政部が別途制定し、国务院の許可を受けて施行する。

第10条 個人が取得する要納税所得には、現金、現物及び有価証券を含む。所得が現物であるときは、取得の証憑に記載された価格により要納税所得額を計算しなければならない。証憑のない現物または証憑に記載された価格が明らかに低すぎる場合は、主管税務機関が当地の市場価格を参照して要納税所得額を査定する。所得が有価証券であるときは、主管税務機関が額面価格及び市場価格に基づいて要納税所得額を査定する。

第11条 税法第3条第4号でいう労務報酬所得の1回の収入が高すぎる場合とは、個人が1回に取得する労務報酬につきその要納税所得額が20000元を超える場合を指す。

前項の要納税所得額が20000元を超え50000元までの部分については、税法の定めにより要納税額を計算した後さらに要納税額の5割を加算徴収する。50000元を超える部分については、10割を加算徴収する。

第12条 税法第4条第2号でいう国債利息とは、個人が中華人民共和国財政部が発行する債券を保有して取得する利息所得を指す。国が発行する金融債券の利息とは、個人が国务院の許可を受けて発行された金融債券を保有して取得する利息所得を指す。

第13条 税法第4条第3号でいう国の統一規定に基づいて支給される補助金・手当とは、国务院の規定に基づいて支給される政府特殊手当、中国科学院、中国工程院のアカデミー会員手当、アカデミーシニア会員手当及び国务院が個人所得税納付を免除すると定めるその他の補助金・手当を指す。

第 14 条 税法第 4 条第 4 号でいう福利費とは、国の関係規定に基づき、企業・事業体・国家機関・社会団体が積立てた福利費または工会経費のなかから個人に支払われる生活補助費を指す。救済金とは、国の民政部門が個人に支払う生活困窮補助費を指す。

第 15 条 税法第 4 条第 8 号でいう中国の法律の定めにより免税とすべき各国駐中華人民共和国大使館・領事館の外交代表・領事館員及びその他要員の所得とは、「中華人民共和国外交特権及び免責条例」及び「中華人民共和国領事特権及び免責条例」の定めにより免税とされる所得を指す。

第 16 条 税法第 5 条でいう個人所得税の減税については、その減税の幅と期間は省・自治区・直轄市人民政府が定める。

第 17 条 税法第 6 条第 1 項第 2 号でいう原価、費用とは、納税義務者が生産・経営に従事して発生する各種直接支出と原価に割当てて算入される間接費用及び販売費用、管理費用、財務費用を指す。損失とは、納税義務者の生産・経営過程で発生する各種営業外支出を指す。

生産・経営に従事する納税義務者が不備のない正確な納税資料を提出せず、要納税所得額を正確に計算することができないときは、主管税務機関がその要納税所得額を査定する。

第 18 条 税法第 6 条第 1 項第 3 号でいう各納税年度ごとの収入総額とは、納税義務者が請負経営・リース経営契約の定めにしたがい受け取る経営利益及び賃金・給与の性質の所得を指す。必要経費を控除するとは、月ごとに 1600 元を控除することを指す。

第 19 条 税法第 6 条第 1 項第 5 号でいう財産の取得価額とは、次のものを指す。

(1) 有価証券については、購入価格及び購入時に規定により納めた関係費用とする。

(2) 建築物については、建造費または購入価額格及びその他関係費用とする。

(3) 土地所有権については、土地所有権を取得するのに支払った金額、土地開発の費用及びその他関係費用とする。

(4) 機器設備、車両船舶については、購入価格、輸送費、据付費及びその他関係費用とする。

(5) その他の財産については、上記の方法を参照して確定する。納税義務者が不備のない正確な財産取得価額証憑を提出せず、財産の取得価額を正確に計算できないときは、主管税務機関がその財産取得価額を査定する。

第 20 条 税法第 6 条第 1 項第 5 号でいう合理的費用とは、財産売却時に規定により支払う関係費用を指す。

第 21 条 税法第 6 条第 1 項第 4 号、第 6 号でいう毎回の収入とは、次のものを指す。

(1) 労務報酬所得については、1 回限りの収入にあたる場合は、当該収入の取得をもって 1 回と数える。同一項目の連続的収入にあたる場合は、1 カ月中に取得する収入をもって 1 回と数える。

(2) 原稿料所得については、1 回の出版、発表により取得する収入をもって 1 回と数える。

(3) 知的財産権使用料所得については、1 件の知的財産権の使用許諾 1 回により取得する収入をもって 1 回と数える。

(4) 財産賃貸所得については、1 カ月中に取得した収入をもって 1 回と数える。

(5) 利息・配当・割増配当所得については、利息・配当・割増配当の支払時に取得する収入をもって 1 回と数える。

(6) 一時所得については、当該収入を取得する都度 1 回と数える。

第 22 条 財産譲渡所得については、1 回の財産譲渡の収入額から財産の取得価額と合理的費用を控除した後の残額により計算して納税する。

第 23 条 2 人または 2 人以上の個人が共同で同一項目の収入を取得したときは、各人が取得した収入に対して別々に税法の定めにより費用を控除した後計算して納税する。

第 24 条 税法第 6 条第 2 項でいう個人がその所得を教育事業及びその他の公益事業に寄付するとは、個人がその者の所得を中国国内の社会团体・国家機関を通じて教育、その他の社会公益事業及び深刻な自然災害被災地、貧困地区に寄付することを指す。

寄付額のうち納税義務者が申告した要納税所得額の 30% を超えない部分については、その要納税所得額から控除することができる。

第 25 条 国の規定に基づき、事業所が個人のために支払う、及び個人が支払う基本養老保険料、基本医療保険料、失業保険料、住宅積立金は、納税義務者の課税所得から控除する。

第 26 条 税法第 6 条第 3 項でいう中国国外で取得する賃金・給与所得とは、中国国外で職務によりまたは雇用されて取得した賃金・給与所得を指す。

第 27 条 税法第 6 条第 3 項の追加控除費用とは、毎月 800 元の費用控除を基礎として、さらに本条例第 28 条で定める額の費用を控除することを指す。

第 28 条 税法第 6 条第 3 項でいう追加控除費用の適用範囲とは、次のものを指す。

(1) 中国国内の外商投資企業と外国企業に勤める外国籍職員。

- (2) 中国国内の企業・事業体・社会団体・国家機関に招聘され勤務する外国籍専門家。
- (3) 中国国内に住所を有し中国国外で職務に就きまたは雇用されて賃金・給与所得を取得する個人。
- (4) 財政部が定めるその他の者。

第 29 条 税法第 6 条第 3 項でいう追加控除費用の基準は 3200 元とする。

第 30 条 華僑及び香港・マカオ・台湾同胞については、本条例第 26 条、第 27 条、第 28 条、第 29 条の定めを参照して執行する。

第 31 条 中国国内に住所を有する個人、または住所を有しないが国内に満 1 年居住する個人は、中国国内と中国国外から取得する所得について、要納税額を別々に計算しなければならない。

第 32 条 税法第 7 条でいう、すでに国外で納付した個人所得税税額とは、納税義務者が中国国外から取得した所得につき、当該所得の源泉国または地域の法律により納付しなければならない且つ実際にすでに納付した税額を指す。

第 33 条 税法第 7 条でいう、税法の定めにより計算する要納税額とは、納税義務者が中国国外から取得した所得で、国または地域の別及び要納税項目の別を区別し、税法で定める費用控除基準と適用税率により計算する要納税額を指す。同一の国または地域内の異なる要納税項目の要納税額の和を、当該国または地域の控除限度額とする。

納税義務者が中国国外の 1 の国または地域で実際にすでに納付した個人所得税税額が、前項の定めにより算出した当該国または地域の控除限度額を下回る場合は、中国で差額部分の税を納付しなければならない。当該国または地域の控除限度額を超える場合は、その超過部分を当該納税年度の要納税額から控除することはできない。但し以降の納税年度の当該国または地域の控除限度額の残額から繰越して控除することができ、繰越控除期限は最長 5 年を超えないものとする。

第 34 条 納税義務者が税法第 7 条の定めにより、国外ですでに納付した個人所得税税額の控除を申告するときは、国外の税務機関が発行した納税済み証憑の原本を提出しなければならない。

第 35 条 源泉徴収義務者が個人に対して納税を要する支払いをするときは、税法の定めにしたがい税を代理控除し、期日どおりに国庫に納付し、個別の項目として記載し検査に備えなければならない。

前項でいう支払いには、現金支払い、送金支払い、振替支払い及び有価証券、現物その他の形式による支払いを含む。

第 36 条 納税義務者に次のいずれかの状況がある場合は、規定に基づき主管税務機関で納税申告をしなければならない。

- (一) 年間所得が 12 万元以上の場合。
- (二) 中国国内の二箇所または二箇所以上から賃金、給与を取得した場合。
- (三) 中国国外から所得を取得した場合。
- (四) 課税所得を取得し、源泉徴収義務者がいない場合。
- (五) 国務院が定めるその他の場合。

年間所得が 12 万元以上の納税義務者は、年度終了後 3 箇月以内に主管税務機関で納税申告をしなければならない。

納税義務者が納税申告を行う地点及びその他の関係事項の管理弁法は、国家税務総局が定める。

第 37 条 税法第 8 条でいう、全員、全額について源泉徴収し申告しなければならないとは、源泉徴収義務者が、税を源泉徴収した翌月内に主管税務機関に所得を支払った個人の基本情報、支払所得金額、税額控除の具体的金額と総額及びその他の税務関係情報を報告しなければならない。

全員、全額について源泉徴収し申告する管理弁法は、国家税務総局が制定する。

第 38 条 自ら申告する納税義務者は、申告納税時に、その者の中国国内ですでに源泉徴収された税について、規定により要納税額から控除することが認められる。

第 39 条 納税義務者に税法第 2 条に列記する 2 項目または 2 項目以上の所得があるときは、項目ごとに別々に計算して納税する。中国国内の 2 カ所または 2 カ所以上から、税法第 2 条第 1 号、第 2 号、第 3 号の所得を取得する場合は、同一項目の所得を一括して計算し納税する。

第 40 条 税法第 9 条第 2 項でいう特定業種とは、採掘業、遠洋運輸業、遠洋漁業及び財政部が定めるその他の業種を指す。

第 41 条 税法第 9 条第 2 項でいう年ごとに計算し、月ごとに前納する徴収方式とは、本条例第 40 条に列記する特定業種の従業員の賃金・給与所得につき納付すべき税を、月ごとに前納し、年度終了の日から 30 日以内にその年間賃金・給与所得を合計し、さらに 12 カ月の平均により実際に納付すべき税を計算し、過剰分は還付し過少分は追納することを指す。

第 42 条 税法第 9 条第 4 項でいう納税義務者が年度終了後 30 日以内に納付すべき税を国庫に納付するとは、年末に一時払いにより請負経営・リース経営所得を取得する納税義務者が、収入取得の日から 30 日以内に納付すべき税を国庫に納付することを指す。

第 43 条 税法第 10 条の定めにより、所得が外国通貨である場合は、納税済み証憑発行の前月の最終日の中国人民銀行が発表した外国為替レートにより人民幣に換算して要納税所得額を計算しなければならない。税法の定めにより、年度終了後に合計して清算納付する場合は、すでに月ごとまたはその都度税を前納した外国通貨所得については、改めて換算しない。税を追納すべき所得の部分については、前納税年度の前月の最終日の中国人民銀行が発表した外国為替レートにより、人民幣に換算して要納税所得額を計算する。

第 44 条 税務機関が税法第 11 条の定めにより源泉徴収義務者に手数料を支払うときは、月ごとに収入還付書を作成し源泉徴収義務者に対して発行しなければならない。源泉徴収義務者は収入還付書を添えて指定の銀行で国庫金還付手続をする。

第 45 条 個人所得税納税申告表、個人所得税源泉徴収報告表、個人所得税納税済み証憑の書式は、国家税務総局が統一して制定する。

第 46 条 税法及び本条例でいう納税年度は、太陽暦 1 月 1 日から 12 月 31 日までとする。

第 47 条 1994 年の納税年度から、個人所得税は税法及び本条例の定めにより計算して徴収する。

第 48 条 本条例は財政部が国家税務総局とともに解釈する。

第 49 条 本条例は公布の日から施行する。1987 年 8 月 8 日付けで国务院が公布した「中国に来て勤務する外国籍人員の賃金・給与所得につき個人所得税を減額することに関する中華人民共和国国务院の暫定規定」は同時に廃止する。